


独占禁止法相談ネットワーク の御利用をお待ちしています。



各商工会議所では、
独占禁止法、下請法及
び消費税転嫁対策特
別措置法の相談を受
け付けております。
内容、御希望により
公正取引委員会の窓
口を紹介します。

◎こんなことでお困りではありませんか？

- ・決算対策のための協賛金を負担させられた。独占禁止法に違反じゃないの？
- ・注文どおりなのに、取引先から一方的に返品された。下請法に違反じゃないの？
- ・取引先が消費税の転嫁を拒否している。消費税転嫁対策特別措置法に違反じゃないの？

御相談は、お近くの商工会議所 または、

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室(電話 098-866-0049)までお願いします。